

事務連絡  
令和7年11月14日

任意継続組合員 各位

川崎市職員共済組合事務局長

健康保険に係る「リーフレット」の掲載及び「資格確認書」の送付について(通知)

日頃から、共済組合事業に御理解、御協力いただきありがとうございます。

令和7年12月1日で従来の組合員証・組合員被扶養者証（緑色のプラスチックカードのいわゆる保険証）の経過措置期間が終了し利用不可となり、令和7年12月2日以降、医療機関・調剤薬局での資格確認方法等が大きく変わるため、任意継続組合員の皆さんへ、周知のため、当組合ホームページにおいて、別紙リーフレットを掲載しましたので、御確認ください。なお、マイナ保険証の利用登録をしていない、マイナンバーカードを所持していない等、マイナ保険証での医療機関等の受診ができない方については、当組合において資格確認書の職権交付対象となり、令和7年11月25日（火）に組合員宛に「資格確認書」（ピンク色のプラスチックカード）を簡易書留にて郵送します。令和7年12月2日以降、医療機関等の受診時にはこちらを御利用ください。

また、今後の取扱いについて詳細を記載しましたので、合わせて御確認ください。

(1) 令和7年12月2日以降の組合員証及び組合員被扶養者証について、各自での破棄のお願い

令和7年12月2日以降、従来の組合員証及び組合員被扶養者証（緑色のプラスチックカード）は利用ができなくなり、医療機関に提示しても保険診療が受けられません。共済組合への返却は不要ですが、個人情報が含まれているため裁断する等の方法で各自責任をもって破棄してください。

(2) 令和7年12月2日以降の資格喪失者に係る資格確認書の取扱い

令和7年12月2日以降に組合員及び被扶養者が資格喪失した場合は、資格確認書（ピンク色のプラスチックカード）の共済組合への返却は不要です。個人情報が含まれていますので、裁断する等の方法で各自責任をもって破棄してください。

(3) マイナンバーカードの電子証明書又はマイナンバーカードそのものの有効期限が切れた場合の取扱い

マイナンバーカードの電子証明書又はマイナンバーカードそのものの有効期限が切れたとしても、3か月間は引き続きマイナ保険証を利用することができますので、期限切れ前に速やかにお住いの自治体で再発行（更新）手続きをお願いします。

なお、有効期限切れから3か月経過後も再発行（更新）手続がされていない場合は、共済組合が職権で資格確認書を作成し送付します。

よろしくお願ひいたします。

(職員共済組合保険係 担当)

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-3467 FAX 044-200-3755

## 組合員・被扶養者への大事なお知らせ

※被扶養者がいる場合は、必ず被扶養者へこのリーフレットをお渡しください。

令和7年12月2日から

## 組合員証・組合員被扶養者証は 使用できなくなります

マイナ保険証※の利用登録のない方には、健康保険証の代わりとなる  
「資格確認書」を11月末頃までに各所属を通じてお送りします。

※健康保険証利用登録をしたマイナンバーカードのこと

「資格確認書」が届く人と  
届かない人がいます！



資格確認書

届く人	組合員証、組合員被扶養者証をお持ちの方で、  マイナ保険証利用登録をしていない人  ※利用解除申請中、電子証明書の有効期限切れ、マイナンバーカードの返納 済等の場合を含みます。
届かない人	組合員証、組合員被扶養者証をお持ちの方で、  マイナ保険証利用登録をしている人

〈注意〉過去に、マイナポイントの申請などのため、  
利用登録をして、その後「健康保険証」としては使って  
いない場合でも、「利用登録済」となるため、「資格確認書」  
は交付されません。マイナ保険証をご利用ください。



マイナ保険証利用登録済かどうかは、自分で確認できます！



	令和6年12月2日～ 令和7年12月1日	令和7年12月2日以降
マイナ保険証 が使える人	マイナ保険証又は組合員証等	マイナ保険証
マイナ保険証 が使えない人	資格確認書又は組合員証等	資格確認書

今後の医療機関等の  
受診方法はこち  
り

### マイナ保険証が使えない時はどうしたらいい？



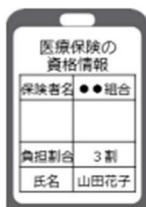
マイナンバーカードを提示したが、受付が出来ない

いずれかの方法で



マイナ保険証を利用する際に、カードリーダーの不具合など 何らかの事情で資格確認を行えなかった場合も、以下のような対応で資格確認を行います。

マイナポータルの画面  
※マイナポータルからダウンロードしたPDFファイルも可



資格情報通知書  
(資格情報のお知らせ)



マイナポータルの画面又は資格情報通知書(お知らせ)をマイナンバーカードと一緒に提示することで、自己負担10割ではなく、これまで通りの自己負担割合で受診可能です！

### マイナ保険証にはこんなメリットがあります！

- ◎ 過去のお薬の情報や健診結果を踏まえた医療を受けられる  
受付時に情報提供に同意することで、過去に別の医療機関や薬局で処方された薬や健診結果の情報を、医師や薬剤師に共有することができます。
- ◎ 手続きなしで高額な窓口負担が不要  
高額な医療費が発生する場合、窓口での一時的な自己負担や、事前の書類申請手続きが不要になります。
- ◎ 確定申告の医療費控除申請がカンタンになる  
領収書を保管・提出する必要がなくなり、マイナポータルでカンタンに手続できます。
- ◎ 救急時、適切な応急処置や病院の選定などに活用  
マイナンバーカードを持ち歩いていると、救急隊員が診療情報、お薬情報などを参照できるようになるため、搬送中の応急処置や病院の選定を適切に行うことができます。



スマートフォンをマイナ保険証として  
利用できるようになりました！

令和7年9月19日から、機器の準備が整った医療機関・薬局で  
順次利用が可能となっています。是非ご利用ください。

【令和7年12月2日以降の組合員証・組合員被扶養者証、資格確認書の取扱いについて】  
有効でなくなった、組合員証・組合員被扶養者証、資格確認書について、従来は返却をお願いしていましたが、今後はご自身で適切に破棄をしてください。（返却は不要です。）